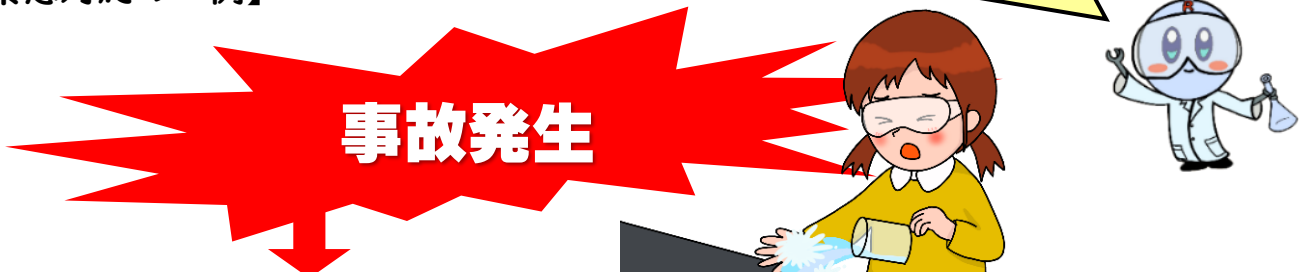


8. 事故発生時の緊急対応

もしものときのために、各学校で作成された『危機管理マニュアル』で、事故発生時の緊急対応の方法を、全職員で共通理解しておきましょう。

【緊急対応の一例】



授業をしている教員 状況把握・初期対応		養護教諭		他の職員	
		被害児童の応急処置をする。		他の児童を落ち着かせる。 《二次被害の恐れがある場合》 児童の避難誘導をする。	
連絡	①事故の状況(被害児童の状態)の把握 ②初期対応 ・応援要請 ※授業をしている教員はその場を離れず、児童に養護教諭や他の職員を呼んでくるように指示する。 ・観察、実験の中止 ※他の班で同様の事故が、起きないようにする。 ・被害児童の応急処置 ③事故の状況を管理職へ報告	必要であれば、医療機関へ連絡し、移送する。		管理職	
	④保護者へ連絡 (状況と搬送先の病院等)		状況によって、警察、教育委員会へ連絡する。		
事後処理	⑤事故の発生状況、経過観察、事故後の処理などについて、詳細に記録を取り、その後の安全指導に役立てる。 (災害給付金等の手続き、報告書作成等)				

令和2年3月発行 発行:佐賀県教育センター

〒840-0214 佐賀市大和町大字川上 Tel:0952-62-5211 Fax:0952-62-6404